【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長殿【提出日】2024年9月6日提出

【計算期間】 第29期(自 2023年12月8日 至 2024年6月7日)

【ファンド名】 インドネシア株式ファンド

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 堤 健朗

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー

【事務連絡者氏名】 法務部 山﨑 誠吾

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー

【電話番号】 03 - 4587 - 6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

インドネシア株式ファンドは追加型投信/海外/株式に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外/株式とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

#### 属性区分表

<b>禹住区万衣</b>				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産(投資信託証券				
(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産(投資信託証券(株式))とは、投資信託約款において投資信託証券(本ファンドの場合はインドネシア株式マザーファンド)を通じて主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域のアジアとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が日本を除くアジア地域 の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

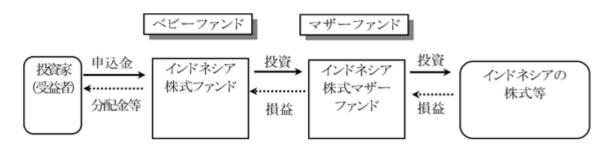
投資対象地域のエマージングとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp)をご覧ください。

本ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することによりその実質的な運用を 行う仕組みです。

[インドネシア株式ファンドにおける運用の仕組み]



#### <信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を上限として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

### <ファンドの特色>

(1) インドネシアの株式等を実質的な主要投資対象とします。

ファミリーファンド方式により、実質的にインドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資します。

原則として、為替ヘッジは行いません。

ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、本ファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。

(2) インドネシア株式マザーファンドの運用は、東南アジア地域の株式運用に定評があるライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドが行います。

ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドは、OCBC (オーバーシー・チャイニーズ銀行)グループに属する東南アジア最大規模の資産運用会社です。

OCBCグループは、19の国・地域で事業を展開するシンガポールの大手総合金融グループです。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### (2)【ファンドの沿革】

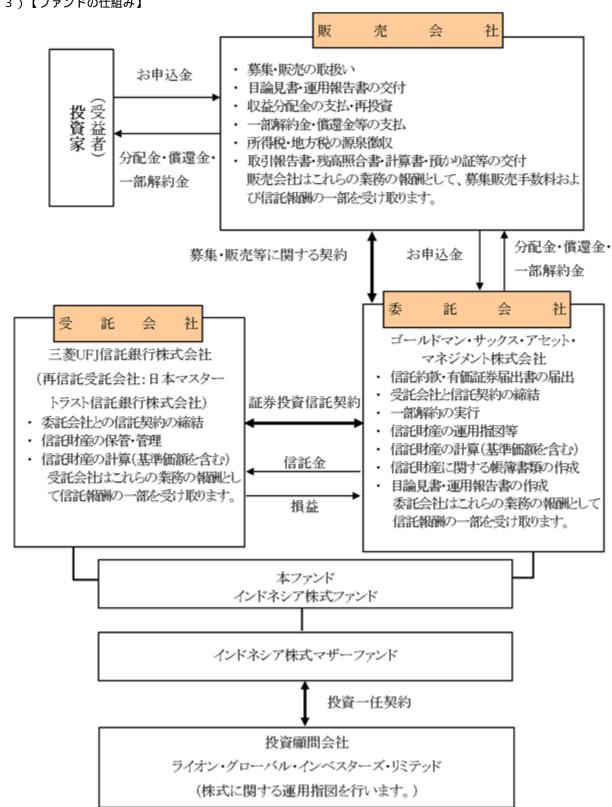
2009年11月30日 当初設定、信託契約締結、運用開始

2015年4月7日 ファンドの名称を「NNインドネシア株式ファンド」に変更

2023年7月1日 ファンドの委託会社としての業務をNNインベストメント・パートナーズ株式会社からゴールドマ ン・サックス・アセット・マネジメント株式会社へ承継

2023年9月8日 ファンドの名称を「インドネシア株式ファンド」に変更

## (3)【ファンドの仕組み】



### < 契約の主要な内容 >

募集・販売等に関する契約(委託会社と各販売会社の契約)

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する 契約

証券投資信託契約(委託会社と受託会社間の契約)

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

投資一任契約(委託会社と投資顧問会社間の契約)

委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

< ご参考 > ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2023年12月末現在、グループ全体で2兆5,490億米ドル(約361兆円\*)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2023年12月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=141.83円)により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

### <委託会社の概況>(本書提出日現在)

資本金 4億9,000万円

沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミ

テッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式 会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に

変更

2023年7月1日 NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

# 大株主の状況

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	ニューヨーク市ウェスト・スト	6,400株	100

# 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

#### 基本方針

信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

#### 投資態度

インドネシア株式マザーファンド受益証券への投資を通じインドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資します。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、本ファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

#### 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

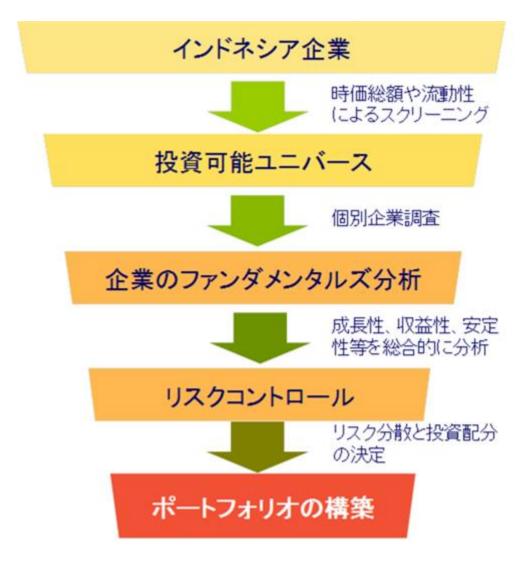
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ファンドの運用

本ファンドの運用は、ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドが行います。

### <運用プロセス>

ボトムアップ・アプローチにより、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択し、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味して、ポートフォリオを構築します。



上記の運用プロセスは本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

本ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(信託約款第15条)

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

a有価証券

bデリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条、 第25条および第26条に定めるものに限ります。)

c金銭債権

d約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

a為替手形

委託会社は、信託金を、主として、インドネシア株式マザーファンドの受益証券および下記の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(信託約款第16条第1項)

a株券または新株引受権証書

b国債証券

c地方債証券

d特別の法律により法人の発行する債券

e社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

f特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

g特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

h協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

i特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

iコマーシャル・ペーパー

k新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権 証券

I外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

m投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

n投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

o外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

pオプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

q預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

r外国法人が発行する譲渡性預金証書

s指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

t抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

u貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示 されるべきもの

v外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書およびIならびにqの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびIならびにqの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mの証券およびnの証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。(信託約款第16条第2項)

#### a預金

b指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

cコール・ローン

d手形割引市場において売買される手形

e貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

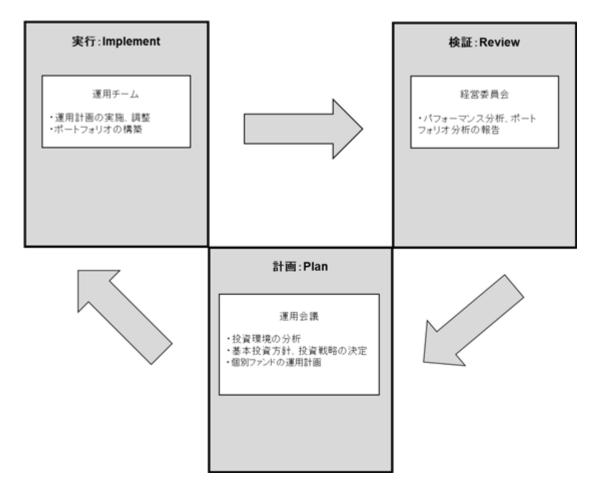
前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

## (3)【運用体制】

運用体制

a.組織

本ファンドの運用体制は、以下の通りとなっております。



「計画: Plan」

運用会議の主な内容は以下の通りです。

- ○為替、株式、債券、商品市場等の動きを検証
- ○株式、債券等のバリュエーションを検討
- ○マクロ経済シナリオを決定
- ○投資方針を承認
- ○複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定
- ○ファンドの運用計画書の承認

「実行:Implement」

運用チームは以下を実行します。

- ○運用計画の実施・調整
- ○ポートフォリオの構築・見直し

「検証:Review」

経営委員会に対し以下の報告が行われます。

- 〇ファンドのパフォーマンス(対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等)やパフォーマンス要 因分析
- ○ポートフォリオ分析

委託会社はインドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限をライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社が行います。

#### b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)。

#### c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するととも に、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

### (4)【分配方針】

毎決算時(決算日をいいます。決算日は毎年6月7日および12月7日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌 営業日となります。)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、 分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

信託約款における投資制限

a投資信託証券への投資制限(信託約款第16条第4項)

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質的な投資は、信託 財産の純資産総額の5%以下とします。

b投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

- (a)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b)前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条 第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれ ぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」とい います。)の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

### d信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができる ものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

株式分割により取得する株券

有償増資により取得する株券

売出しにより取得する株券

信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### e先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款第23条)

- (a)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## fスワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第24条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款第4条に定める信託期間 を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ の限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### g金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第25条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先 渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能 なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と 認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h各種派生商品の店頭取引の運用指図 (信託約款第26条)

(a) 委託会社は信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、次に掲げる取引(以下、hにおいて店頭取引といいます。)を行うことの指図をすることができます。

有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。)

有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号八に規定する取引をいいます。以下同じ。)

有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。)

店頭金融先物取引(金融商品取引法第2条第22項に規定する取引をいいます。以下同じ。)

- (b) 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c)店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。 i有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第27条)
  - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社 債を次の要件の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (b) (a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

i有価証券の空売りの指図および範囲(信託約款第28条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または信託約款第29条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。
- (b) (a) の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k有価証券の借入れ(信託約款第29条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (b)(a)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b) の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証 券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d)(a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

|特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、 制約されることがあります。

m外国為替予約の指図および範囲(信託約款第31条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (b) (a) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする為替予約の指図についてはこの限りではありません。
- (c)(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する 為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### n資金の借入れ(信託約款第38条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって 有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- oデリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- p一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 「投資信託及び投資法人に関する法律」における投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

## [参考] 「インドネシア株式マザーファンド」の投資方針

(1) 基本方針

信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

(2) 運用方針

投資対象

インドネシアの企業の株式 (預託証券 (DR)を含みます。)を主要投資対象とします。

投資態度

a株式への投資にあたっては、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

b株式(預託証券(DR)を含みます。)への投資比率は、高位を維持することを基本とします。ただし、現地市場が休場の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引下げる場合があります。

c外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

dライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。

eジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当マザーファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。

f資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

### (3)投資制限

- a株式への投資割合には制限を設けません。
- b外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- c投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d同一銘柄の株式への組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への組入割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- gデリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- h一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

本ファンドは、外貨建株式など値動きのある証券に投資し、為替ヘッジを行いませんので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。本ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また本ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で本ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドに係るリスク(以下の記載は本ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。)を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

#### a価格変動リスク

株式等は企業の業績、経済・政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。

#### b信用リスク

株式等の発行体企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該企業の株式の価格は大きく値下がりし、また は全く価値のないものになる可能性があります。

#### c為替変動リスク

本ファンドは、主として外貨建資産に実質的に投資を行いますので、為替変動リスクがあります。本ファンド は為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、投資している通貨に対し円高になることが 本ファンドの基準価額の下落要因となります。

#### dカントリーリスク

一般に株式等への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象株式等の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。また、エマージング・マーケット(新興国市場)は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、情報開示制度や決済システム等が十分でない場合があることから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これらにより、本ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

## e流動性リスク

株式等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする株式等の流通量が少ない場合等には、本ファンドが最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

## f解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有する株式等を売却する場合、本ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。さらに、本ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によっても本ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。また、売却した株式等の売却代金回収までの期間、一時的に本ファンドで資金借入れを行うことによって本ファンドの解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は本ファンドが負担することになります。

#### g換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、 ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

### h投資対象に係る留意点

本ファンドは、特定の国・地域に絞った銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築しますので、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、流動性リスクが相対的に大きくなる傾向にあり、本ファンドの基準価額の動きが大きくなる場合があります。

### iその他の留意点

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、分配金はファンドの純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。

本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を

及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

j外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i)2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii)2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii)2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

- 1. 受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の 米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」と いいます。)に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
- 2. FATCAを遵守していない受益者の情報(まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
- 3.特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから 報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口 座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

# (2) リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、 運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用 チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、 緊急時対応策の策定・検証などを行います。

- (注1)リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、 必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2)上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

EDINET提出書類

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

## 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

本ファンドでは2023年9月8日以降、取得申込を停止しております。取得申込受付期間中の申込手数料は下記のとおりです。

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金\*あるいは取得申込口数に応じて、3.85%(税抜き3.5%)を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は、ファンドあるいは投資環境に関する情報提供等、ならびにファンドの購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

\* 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。) に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって本ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。 詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。ただし、信託終了前のご換金の際に「信託財産留保額」をご負担いただきます。詳細は「第2管理及び運営」の「2換金(解約)手続等」をご参照ください。「信託財産留保額」は換金を行う受益者と保有を継続する受益者との公平を図るためのもので、換金により発生する組入れ資産の売却等の費用を賄うために信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.87%(税抜き1.7%)の率を乗じて得た額とします。 信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等 に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額							
	委託会社 当該純資産総額に対し 年率0.913% (税抜き0.83%)							
信託報酬の配分	販売会社 当該純資産総額に対し 年率0.88% (税抜き0.80%)							
	受託会社 当該純資産総額に対し 年率0.077% (税抜き0.07%)							

信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社:ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書類の作成等を行います。

販売会社:購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行います。

受託会社:信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

上記 の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社が受ける信託報酬にはインドネシア株式マザーファンドの運用委託先への報酬(年率0.415%以内)が含まれています。

### (4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。信託財産の財務諸表の監査に要する費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。

ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配金について >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として20.315%(所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。また、2038年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降   20% ( 所得税15% 地方税5% )	
------------------------------------	--

### <一部解約金、償還金について>

一部解約時および償還時の差益(一部解約時および償還時の価額から取得費(税込申込手数料を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなして20.315%(所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。また、2038年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20% (所得税15%	地方税5%)
-------------	-------------	--------

### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315%(所得税15% 復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。上記15.315%の税率は2038年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

## <注1>個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該 受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

# <注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金 (特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益者が収益分配金を受け取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

## <注3>税制改正等について

上記は、本書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

(令和6年6月28日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,805,760,576	100.1
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,891,410	0.1
合計(純資産総額)		1,803,869,166	100.0

注:投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## [参考]親投資信託の投資状況

インドネシア株式マザーファンド

(令和6年6月28日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	インドネシア	1,685,467,957	93.3
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		120,272,351	6.7
合計(純資産総額)		1,805,740,308	100.0

注:投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(令和6年6月28日現在)

### イ)主要投資銘柄

銘柄	業種	数量	簿価単価	簿価金額	評価単価	評価金額	投資比率
			円	円	円	円	%
インドネシア株式マザーファンド	-	478,626,107	3.6788	1,760,769,723	3.7728	1,805,760,576	100.1

注: 投資比率は、純資産総額に対する銘柄の評価額の比率です。

### 口)種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.1
合計	100.1

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# 〔参考〕親投資信託の投資状況

# インドネシア株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄(令和6年6月28日現在)

# イ)主要投資銘柄(組入上位30銘柄)

	種類	国名	銘柄名	通貨	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率
1	株式	インドネシア	BANK CENTRAL ASIA PT	IDR	金融	1,509,800	88.85	134,149,505	96.53	145,733,445	8.1
2	株式	インドネシア	BANK MANDIRI TBK	IDR	金融	2,164,616	59.63	129,071,073	59.40	128,578,190	7.1
3	株式	インドネシア	BANK RAKYAT INDONESIA	IDR	金融	2,681,715	53.71	144,028,208	44.15	118,408,444	6.6
4	株式	インドネシア	BARITO RENEWABLES ENERGY TBK	IDR	インフラ	884,000	67.28	59,471,777	97.02	85,765,680	4.7
5	株式	インドネシア	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT	IDR	インフラ	2,675,600	38.12	102,006,982	30.00	80,259,973	4.4
6	株式	インドネシア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	IDR	資本財	1,592,700	48.41	77,097,448	43.86	69,851,044	3.9
7	株式	インドネシア	BANK NEGARA INDONESIA PT	IDR	金融	968,432	52.25	50,602,703	45.34	43,910,644	2.4
8	株式	インドネシア	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK PT	IDR	生活必需品	1,589,900	28.46	45,252,529	26.73	42,498,027	2.4
9	株式	インドネシア	BUKALAPAK.COM PT TBK	IDR	テクノロジー	30,159,300	1.79	54,076,635	1.33	40,009,327	2.2
10	株式	インドネシア	MERDEKA BATTERY MATERIALS TBK	IDR	素材	6,380,800	5.91	37,728,553	6.14	39,165,350	2.2
11	株式	インドネシア	INDOSAT TBK PT	IDR	インフラ	375,000	94.09	35,283,647	102.47	38,424,375	2.1
12	株式	インドネシア	UNITED TRACTORS TBK PT	IDR	資本財	157,863	214.09	33,796,495	215.32	33,991,850	1.9
13	株式	インドネシア	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	IDR	素材	463,200	74.55	34,532,777	72.52	33,590,106	1.9
14	株式	インドネシア	WINTERMAR OFFSHORE MARINE	IDR	エネルギー	7,181,200	3.58	25,735,985	4.65	33,414,124	1.9
15	株式	インドネシア	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	IDR	素材	903,200	39.30	35,499,176	35.64	32,190,048	1.8
16	株式	インドネシア	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	IDR	素材	1,351,359	25.36	34,272,286	23.36	31,573,152	1.7
17	株式	インドネシア	ESSA INDUSTRIES INDONESIA TBK	IDR	素材	4,163,600	5.37	22,343,122	7.47	31,120,828	1.7
18	株式	インドネシア	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	IDR	エネルギー	1,974,200	11.14	21,987,653	15.25	30,098,653	1.7
19	株式	インドネシア	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	IDR	生活必需品	602,100	50.00	30,101,990	49.75	29,952,970	1.7
20	株式	インドネシア	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	IDR	生活必需品	499,900	64.35	32,168,565	59.65	29,817,785	1.7
21	株式	インドネシア	BARITO PACIFIC TBK PT	IDR	素材	3,099,483	13.23	40,990,790	9.55	29,610,911	1.6
22	株式	インドネシア	TRIMEGAH BANGUN PERSADA TBK	IDR	素材	2,895,300	9.93	28,741,909	10.00	28,950,105	1.6
23	株式	インドネシア	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	IDR	テクノロジー	58,324,100	0.91	53,121,590	0.50	28,870,430	1.6
24	株式	インドネシア	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR	IDR	生活必需品	243,400	105.44	25,662,879	103.95	25,301,430	1.4
25	株式	インドネシア	CARDIG AERO SERVICES TBK PT	IDR	インフラ	2,302,300	7.87	18,120,252	10.69	24,616,192	1.4
26	株式	インドネシア	AKR CORPORINDO TBK PT	IDR	エネルギー	1,483,900	14.14	20,978,191	16.29	24,166,053	1.3
27	株式	インドネシア	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	IDR	金融	2,726,400	11.67	31,822,813	8.86	24,157,267	1.3
28	株式	インドネシア	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	IDR	金融	1,413,344	12.52	17,700,014	12.47	17,630,053	1.0
29	株式	インドネシア	INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SIDO MUNCUL	IDR	ヘルスケア	2,284,800	5.47	12,508,595	7.62	17,417,030	1.0
30	株式	インドネシア	CIKARANG LISTRINDO TBK PT	IDR	インフラ	2,632,100	7.23	19,022,187	6.24	16,416,408	0.9

注:投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

# 口) 種類別および業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	金融	28.0
		インフラ	16.4
		素材	15.4
		生活必需品	10.5
		資本財	6.1
		エネルギー	5.6
		テクノロジー	3.8
		不動産	2.9
		一般消費財	2.6
		ヘルスケア	1.7
		運輸・物流	0.4
合計			93.3

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

批判真座の推移』		純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)	
期別		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10計算期間末	(平成26年12月 8日)	3,225	3,526	1.2863	1.4063
第11計算期間末	(平成27年 6月 8日)	3,384	3,384	1.2339	1.2339
第12計算期間末	(平成27年12月 7日)	2,672	2,672	1.0595	1.0595
第13計算期間末	(平成28年 6月 7日)	2,483	2,483	1.0483	1.0483
第14計算期間末	(平成28年12月 7日)	2,517	2,607	1.1156	1.1556
第15計算期間末	(平成29年 6月 7日)	2,529	2,573	1.1407	1.1607
第16計算期間末	(平成29年12月 7日)	2,458	2,521	1.1638	1.1938
第17計算期間末	(平成30年 6月 7日)	2,320	2,320	1.1237	1.1237
第18計算期間末	(平成30年12月 7日)	2,249	2,249	1.1148	1.1148
第19計算期間末	(令和 1年 6月 7日)	2,154	2,154	1.1110	1.1110
第20計算期間末	(令和 1年12月 9日)	2,164	2,164	1.1571	1.1571
第21計算期間末	(令和 2年 6月 8日)	1,589	1,589	0.9333	0.9333
第22計算期間末	(令和 2年12月 7日)	1,831	1,831	1.1080	1.1080
第23計算期間末	(令和 3年 6月 7日)	1,700	1,741	1.2385	1.2685
第24計算期間末	(令和 3年12月 7日)	1,672	1,736	1.2984	1.3484
第25計算期間末	(令和 4年 6月 7日)	2,091	2,231	1.4934	1.5934
第26計算期間末	(令和 4年12月 7日)	2,196	2,196	1.3797	1.3797
第27計算期間末	(令和 5年 6月 7日)	2,590	2,590	1.4568	1.4568
第28計算期間末	(令和 5年12月 7日)	2,403	2,403	1.4616	1.4616
第29計算期間末	(令和 6年 6月 7日)	1,787	1,787	1.3884	1.3884
	令和 5年 6月末日	2,710		1.5191	
	7月末日	2,729		1.5101	
	8月末日	2,771		1.5784	
	9月末日	2,720		1.5862	
	10月末日	2,365		1.4121	
	11月末日	2,443		1.4761	
	12月末日	2,276		1.4279	
	令和 6年 1月末日	2,089		1.4548	
	2月末日	2,110		1.5168	
	3月末日	2,060		1.5219	
	4月末日	1,964		1.4646	
	5月末日	1,824		1.4122	
	6月末日	1,803		1.4225	

# 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第10期	平成26年 6月10日~平成26年12月 8日	1,200
第11期	平成26年12月 9日~平成27年 6月 8日	0
第12期	平成27年 6月 9日~平成27年12月 7日	0
第13期	平成27年12月 8日~平成28年 6月 7日	0
第14期	平成28年 6月 8日~平成28年12月 7日	400
第15期	平成28年12月 8日~平成29年 6月 7日	200
第16期	平成29年 6月 8日~平成29年12月 7日	300
第17期	平成29年12月 8日~平成30年 6月 7日	0
第18期	平成30年 6月 8日~平成30年12月 7日	0
第19期	平成30年12月 8日~令和 1年 6月 7日	0
第20期	令和 1年 6月 8日~令和 1年12月 9日	0
第21期	令和 1年12月10日~令和 2年 6月 8日	0
第22期	令和 2年 6月 9日~令和 2年12月 7日	0
第23期	令和 2年12月 8日~令和 3年 6月 7日	300
第24期	令和 3年 6月 8日~令和 3年12月 7日	500
第25期	令和 3年12月 8日~令和 4年 6月 7日	1,000
第26期	令和 4年 6月 8日~令和 4年12月 7日	0
第27期	令和 4年12月 8日~令和 5年 6月 7日	0
第28期	令和 5年 6月 8日~令和 5年12月 7日	0
第29期	令和 5年12月 8日~令和 6年 6月 7日	0

# 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第10期	平成26年 6月10日~平成26年12月 8日	22.6
第11期	平成26年12月 9日~平成27年 6月 8日	4.1
第12期	平成27年 6月 9日~平成27年12月 7日	14.1
第13期	平成27年12月 8日~平成28年 6月 7日	1.1
第14期	平成28年 6月 8日~平成28年12月 7日	10.2
第15期	平成28年12月 8日~平成29年 6月 7日	4.0
第16期	平成29年 6月 8日~平成29年12月 7日	4.7
第17期	平成29年12月 8日~平成30年 6月 7日	3.4
第18期	平成30年 6月 8日~平成30年12月 7日	0.8
第19期	平成30年12月 8日~令和 1年 6月 7日	0.3
第20期	令和 1年 6月 8日~令和 1年12月 9日	4.1
第21期	令和 1年12月10日~令和 2年 6月 8日	19.3
第22期	令和 2年 6月 9日~令和 2年12月 7日	18.7
第23期	令和 2年12月 8日~令和 3年 6月 7日	14.5
第24期	令和 3年 6月 8日~令和 3年12月 7日	8.9
第25期	令和 3年12月 8日~令和 4年 6月 7日	22.7
第26期	令和 4年 6月 8日~令和 4年12月 7日	7.6
第27期	令和 4年12月 8日~令和 5年 6月 7日	5.6
第28期	令和 5年 6月 8日~令和 5年12月 7日	0.3
第29期	令和 5年12月 8日~令和 6年 6月 7日	5.0

注:各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

# (4)【設定及び解約の実績】

	t		-
期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	平成26年 6月10日~平成26年12月 8日	601,913,661	656,157,212
第11期	平成26年12月 9日~平成27年 6月 8日	693,768,475	458,708,125
第12期	平成27年 6月 9日~平成27年12月 7日	173,946,102	394,699,788
第13期	平成27年12月 8日~平成28年 6月 7日	86,670,616	240,014,864
第14期	平成28年 6月 8日~平成28年12月 7日	63,890,189	176,290,399
第15期	平成28年12月 8日~平成29年 6月 7日	207,503,412	246,431,816
第16期	平成29年 6月 8日~平成29年12月 7日	160,655,386	266,065,649
第17期	平成29年12月 8日~平成30年 6月 7日	195,238,087	242,198,513
第18期	平成30年 6月 8日~平成30年12月 7日	120,181,218	167,273,286
第19期	平成30年12月 8日~令和 1年 6月 7日	112,296,912	191,155,904
第20期	令和 1年 6月 8日~令和 1年12月 9日	102,158,352	170,836,858
第21期	令和 1年12月10日~令和 2年 6月 8日	210,396,315	378,164,290
第22期	令和 2年 6月 9日~令和 2年12月 7日	200,489,063	249,950,745
第23期	令和 2年12月 8日~令和 3年 6月 7日	199,933,323	480,344,252
第24期	令和 3年 6月 8日~令和 3年12月 7日	254,450,404	339,422,923
第25期	令和 3年12月 8日~令和 4年 6月 7日	379,345,215	266,538,747
第26期	令和 4年 6月 8日~令和 4年12月 7日	402,092,709	210,871,558
第27期	令和 4年12月 8日~令和 5年 6月 7日	405,531,718	219,094,591
第28期	令和 5年 6月 8日~令和 5年12月 7日	185,593,143	319,186,575
第29期	令和 5年12月 8日~令和 6年 6月 7日		356,931,168

# 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

本ファンドでは2023年9月8日以降、取得申込を停止しております。取得申込受付期間中の申込(販売)手続は 下記のとおりです。

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

本ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします(申込手数料はかかりません。)。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、シンガポールの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金(解約)することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時 までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、シンガポールの銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

2024年11月5日以降、原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.5%)を控除した額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03 - 4587 - 6000 (営業日の9:00~17:00)

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して6営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権 の解約の受付を中止することがあります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託 契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。)に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03 - 4587 - 6000 (営業日の9:00~17:00)

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日まで、および12月8日から翌年6月7日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

a信託の終了

- (a) 委託会社は、本ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a) の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該 決議の日の2週間前までに、本ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し た書面決議の通知を発します。
- (c)前(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d)前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e)前(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、本ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(b)から(d)までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約 を解約し信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(h) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### b信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項(変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、本ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c)前(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d)前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います
- (e) 書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f)前(b)から前(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、本ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき には適用しません。
- (g)前(a)から前(f)までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(g)までの手続きを準用します。

### c反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

# d運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付 運用報告書を信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

#### e公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### f関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### (参考)

インドネシア株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、90日前までに通知することにより契約を終了することができます。

## 4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金 (一部解約の実行)請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

## (4)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に本ファンドの受益権を保有します。

#### (5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

# 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて 作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(令和5年12月8日から令和6年6月7日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【インドネシア株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第28期計算期間末 (令和 5年12月 7日現在)	第29期計算期間末 (令和 6年 6月 7日現在)
流動資産		
金銭信託	39,802,641	24,966,147
親投資信託受益証券	2,403,875,490	1,787,855,799
流動資産合計	2,443,678,131	1,812,821,946
資産合計	2,443,678,131	1,812,821,946
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,972,049	5,038,013
未払受託者報酬	1,015,273	812,307
未払委託者報酬	23,641,211	18,915,107
その他未払費用	120,590	115,984
流動負債合計	39,749,123	24,881,411
負債合計	39,749,123	24,881,411
純資産の部		
元本等		
元本	1,644,739,953	1,287,808,785
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	759,189,055	500,131,750
(分配準備積立金)	286,941,968	244,463,671
元本等合計	2,403,929,008	1,787,940,535
純資産合計	2,403,929,008	1,787,940,535
負債純資産合計	2,443,678,131	1,812,821,946

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第28期計算期間 自 令和 5年 6月 8日 至 令和 5年12月 7日	第29期計算期間 自 令和 5年12月 8日 至 令和 6年 6月 7日
有価証券売買等損益	40,621,921	76,619,691
一直 一直 一直 一直 一直 一直 一	40,621,921	76,619,691
三世 三世 三二世		
受託者報酬	1,015,273	812,307
委託者報酬	23,641,211	18,915,107
その他費用	126,732	119,904
営業費用合計	24,783,216	19,847,318
営業利益又は営業損失( )	15,838,705	96,467,009
- 経常利益又は経常損失( )	15,838,705	96,467,009
当期純利益又は当期純損失( )	15,838,705	96,467,009
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	20,072,052	53,045
期首剰余金又は期首欠損金()	812,339,504	759,189,055
剰余金増加額又は欠損金減少額	96,644,909	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	96,644,909	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	145,562,011	162,643,341
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	145,562,011	162,643,341
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	759,189,055	500,131,750

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

# (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

# (貸借対照表に関する注記)

	第28期計算期間末			第29期計算期間末	
	(令和 5年12月 7日現在)			(令和 6年 6月 7日現在)	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	效
	1,6	44,739,953□			1,287,808,785□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの純	資産の額	2 .	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	1.4616円		1口当たり純資産額	1.3884円
	(10,000口当たり純資産額)	(14,616円)		(10,000口当たり純資産額)	(13,884円)

1口当たり純資産額	1.4616円	引 1口当たり純資産額 1			1.3884円
(10,000口当たり純資産額)	(14,616円)	) (10,000口当たり純資産額) (			(13,884円)
		-			
(損益及び剰余金計算書に関する注記)					
第28期計算期間			第29其		
自 令和 5年 6月 8日			自 令和 5年12月 8日		
至 令和 5年12月 7日 至 令和 6年 6			6年 6月 7日		
1 . 当ファンドの主要投資対象である、インドネシア株式マザーファ			ァンドの主要投資対象で	 ある、インドネシ	·ア株式マザーファ
ンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を			において、信託財産の運	用に係わる権限の	全部または一部を
委託する為に要する費用			委託する為に要する費用		
支払金額4,381,901円			支払金額3,501,951円		
2.分配金の計算過程			金の計算過程		
項目		項目			
	1	ı 1			

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	1,891,938円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	472,247,087円
分配準備積立金額	D	285,050,030円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	759,189,055円
当ファンドの期末残存口数	F	1,644,739,953口
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	4,615円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

A	17,680,506円
В	0円
С	312,143,900円
D	226,783,165円
E=A+B+C+D	556,607,571円
F	1,287,808,785□
G=E/F × 10,000	4,322円
Н	0円
I=F×H/10,000	0円
	B  C  D  E=A+B+C+D  F  G=E/F × 10,000

# (金融商品に関する注記)

# 1.金融商品の状況に関する事項

第28期計算期間	第29期計算期間
自 令和 5年 6月 8日	自 令和 5年12月 8日
至 令和 5年12月 7日	至 令和 6年 6月 7日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条	同左
第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価	
証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを	
目的としております。	
2.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク
当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の	同左
金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価	
証券の内容については、有価証券に関する注記に記載され	
ております。これらは、価格変動リスク、為替変動リス	
ク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制
	  3.金融商品に係るリスク管理体制  

#### (令和5年6月8日から令和 5年6月30日まで)

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員|令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また 会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び 投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分 析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパ フォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価し ております。また、投資リスクの管理においては、コンプ |ライアンス部及びCIO(チーフ・インベストメント・オフィ |会に報告します。 |サー)が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク| 及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において |報告されております。

## 市場リスクの管理

価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ファン ド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想 定されるリスクとを比較分析することによって管理してお ります。

#### 信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分 析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用 リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把 握し、流動性リスクを管理しております。

## (令和5年7月1日から令和 5年12月7日まで)

リスク管理担当では、運用チームから独立した立場で、法 ||令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また 日々のポジションのモニタリングを行っております。 |また、リスク管理担当がファンドのリスク管理を行いま す。リスク管理担当は、運用チームから独立した立場で、 運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモ ニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員 |会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構 成されており、リスク管理担当からの報告事項等(ファン ドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関す る事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、 検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会 |は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク 管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファ ンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時 対応策の策定・検証などを行います。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用 同左 しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額 が異なることもあります。

リスク管理担当では、運用チームから独立した立場で、法 旧々のポジションのモニタリングを行っております。 また、リスク管理担当がファンドのリスク管理を行いま す。リスク管理担当は、運用チームから独立した立場で、 運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモ ニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構 |成されており、リスク管理担当からの報告事項等(ファン ドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関す る事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、 検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会 は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク |管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファ ンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時 対応策の策定・検証などを行います。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第28期計算期間末 (令和 5年12月 7日現在)

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評 同左 価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり ません。

2.時価の算定方法

第29期計算期間末 (令和 6年 6月 7日現在)

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額

|2.時価の算定方法

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## 親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほ ぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位:円)

	第28期計算期間	第29期計算期間	
17.4.7	自 令和 5年 6月 8日	自 令和 5年12月 8日	
種類	至 令和 5年12月 7日	至 令和 6年 6月 7日	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	24,861,630	77,661,020	
合計	24,861,630	77,661,020	

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第28期計算期間	第29期計算期間
自 令和 5年 6月 8日	自 令和 5年12月 8日
至 令和 5年12月 7日	至 令和 6年 6月 7日
該当事項はありません。	同左

## (その他の注記)

# 元本の移動

1	第28期計算期間			第29期計算期間	
自	令和 5年 6月 8日		自	令和 5年12月 8日	
至	令和 5年12月 7日		至	令和 6年 6月 7日	
期首元本額		1,778,333,385円	期首元本額		1,644,739,953円
期中追加設定元本額		185,593,143円	期中追加設定元本額		0円
期中一部解約元本額		319,186,575円	期中一部解約元本額		356,931,168円

(4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益	インドネシア株式マザーファンド	485,988,855	1,787,855,799	
証券				
	合計	485,988,855	1,787,855,799	·

# 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「インドネシア株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## インドネシア株式マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

	(十四:13)
	(令和 6年 6月 7日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	42,339,155
金銭信託	37,189,420
株式	1,705,217,641
未収配当金	3,121,766
流動資産合計	1,787,867,982
資産合計	1,787,867,982
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	973
流動負債合計	973
負債合計	973
純資産の部	
元本等	
元本	485,988,855
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,301,878,154
元本等合計	1,787,867,009
純資産合計	1,787,867,009
負債純資産合計	1,787,867,982

#### 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価格)、又は金融商品取引業者等から提示される

気配相場に基づいて評価しております。

2.デリバティブの評価基準及び評価為替予約取引

方法

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値に

よっております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1)受取配当金

原則として、配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

(2)有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

(3)為替差損益

約定日基準で計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本外貨建資産等の会計処理

となる重要な事項

「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理して

おります。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

#### (令和 6年 6月 7日現在)

1. 計算期間の末日における受益権の総数

485,988,855□

2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

3.6788円

(10,000口当たり純資産額)

(36,788円)

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

自 令和 5年12月 8日 至 令和 6年 6月 7日

#### 1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証 券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

## 2.金融商品の内容及びリスク

当ファンドは、有価証券、金銭信託、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、 為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。当ファンドは、為替変動リスクを回避する目的、又 は外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を行っております。

#### 3.金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理担当では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々 のポジションのモニタリングを行っております。

また、リスク管理担当がファンドのリスク管理を行います。リスク管理担当は、運用チームから独立した立場で、運用 チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報 告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理担当からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検 討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理 態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対 応策の策定・検証などを行います。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

## (令和 6年 6月 7日現在)

## 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありま せん。

## 2.時価の算定方法

#### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

派生商品評価勘定

重要な会計方針に係る事項に関する注記「デリバティブの評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引

重要な会計方針に係る事項に関する注記「デリバティブの評価基準及び評価方法」に記載しております。

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位:円)

		( ,
	自 令和 5年12月 8日	
種類	至 令和 6年 6月 7日	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		103,965,908
合計		103,965,908

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

為替予約取引

(令和6年6月7日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の為替予約取引					
取引	買建				
	アメリカドル	711,230	-	710,257	973
	売建				
	インドネシア	711 220		711 220	
	ルピア	711,230	-	711,230	-
	合計	1,422,460	-	1,421,487	973

## (注)時価の算定方法

## 為替予約取引

(1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (ロ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- (2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

(MACH 3 HO IS MOTTON) OF THE	-,	
	自 令和 5年12月 8日	
	至 令和 6年 6月 7日	
該当事項はありません。		

## (その他の注記)

( 6 % 10 % 7 % )	
(令和 6年 6月 7日現在)	
子ファンドの期首	令和 5年12月 8日
期首元本額	626,237,558円
対象期間中の追加設定元本額	- 円
対象期間中の一部解約元本額	140,248,703円
期末元本額	485,988,855円
令和 6年 6月 7日現在の元本の内訳	
インドネシア株式ファンド	485,988,855円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

# 附属明細表

# 第1 有価証券明細表

# (1)株式

種類	通貨	銘柄	株式数	·····································	価額	備
1王大只	四貝	ניורםש	7/八工 \ 女人	単価	金額	lu##
:式	インドネシアル ピア	AKR CORPORINDO TBK PT	2,567,900	1,590.00	4,082,961,000.00	
		MEDCO ENERGI INTERNASIONAL	1,018,840	1,335.00	1,360,151,400.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	204,663	22,575.00	4,620,267,225.00	
		WINTERMAR OFFSHORE MARINE	7,181,200	490.00	3,518,788,000.00	
		ANEKA TAMBANG TBK PT	791,500	1,315.00	1,040,822,500.00	
		ARCHI INDONESIA TBK PT	6,341,310	274.00	1,737,518,940.00	
		BARITO PACIFIC TBK PT	3,094,532	975.00	3,017,168,700.00	
		ESSA INDUSTRIES INDONESIA TB	4,163,600	720.00	2,997,792,000.00	
		INDAH KIAT PULP & PAPER PT	141,800	9,300.00	1,318,740,000.00	
		INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	97,700	7,300.00	713,210,000.00	
		MERDEKA BATTERY MATERIALS TB	6,380,800	570.00	3,637,056,000.00	
		MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,351,359	2,460.00	3,324,343,140.00	
		PABRIK KERTAS TJIWI KIMIA PT	154,000	8,600.00	1,324,400,000.00	
		SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	225,400	3,950.00	890,330,000.00	
		TIMAH TBK PT	3,284,900	810.00	2,660,769,000.00	$^{\dagger}$
		TRIMEGAH BANGUN PERSADA TBK	2,895,300	920.00	2,663,676,000.00	╁
		ACSET INDONUSA TBK PT	20,245,000	107.00	2,166,215,000.00	┿
		ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	527,900	4,560.00	2,407,224,000.00	┿
		PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSERO	2,791,808	348.00	971,549,184.00	╫
		SURYA PERTIWI TBK PT	1,355,100	525.00	711,427,500.00	
		BLUE BIRD TBK PT	436,600	1,530.00	667,998,000.00	╀
		CARDIG AERO SERVICES TBK PT	2,302,300	1,050.00	2,417,415,000.00	╀
		JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	193,076	5,075.00	979,860,700.00	╫
		SELAMAT SEMPURNA PT	293,400	1,795.00	526,653,000.00	┿
		MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	163,000	332.00	54,116,000.00	┿
		ACE HARDWARE INDONESIA	1,250,100	845.00	1,056,334,500.00	┿
		BUKALAPAK.COM PT TBK	30,159,300	136.00	4,101,664,800.00	┿
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	75,398,400	60.00	4,523,904,000.00	╀
		MAP AKTIF ADIPERKASA PT	1,624,700	850.00	1,380,995,000.00	┿
		MATAHARI DEPARTMENT STORE	540,300	1,545.00	834,763,500.00	╫
		MITRA ADIPERKASA TBK PT	586,700	1,465.00	859,515,500.00	╀
		RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	458,800	430.00	197,284,000.00	
		MIDI UTAMA INDONESIA TBK PT	2,467,100	416.00	1,026,313,600.00	╀
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,901,500	2,780.00	5,286,170,000.00	╀
		ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	136,477	5,900.00	805,214,300.00	╀
		CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	602,100	5,225.00	3,145,972,500.00	╀
		CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	156,600	4,940.00	773,604,000.00	╀
		DHARMA SATYA NUSANTARA PT	2,533,800	670.00	1,697,646,000.00	┿
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	243,400	10,600.00	2,580,040,000.00	╀
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	499,900	6,200.00	3,099,380,000.00	┿
		MALINDO FEEDMILL TBK PT	1,586,200	635.00	1,007,237,000.00	╫
		MAYORA INDAH PT	108,925	2,370.00	258,152,250.00	╀

_				1911年11日   1912年   191
	MULTI BINTANG INDONESIA PT	129,500	6,175.00	799,662,500.00
	TUNAS BARU LAMPUNG TBK PT	124,114	675.00	83,776,950.00
	INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SIDO	5,144,900	735.00	3,781,501,500.00
	MUNCUL TB			
	MITRA KELUARGA KARYASEHAT TB	430,100	2,950.00	1,268,795,000.00
	BANK CENTRAL ASIA PT	1,802,000	9,475.00	17,073,950,000.00
	BANK DANAMON INDONESIA TBK	193,200	2,600.00	502,320,000.00
	BANK JAGO TBK PT	40,200	2,300.00	92,460,000.00
	BANK MANDIRI TBK	2,468,716	6,175.00	15,244,321,300.00
	BANK NEGARA INDONESIA PT	968,432	4,770.00	4,619,420,640.00
	BANK PAN INDONESIA TBK PT	226,700	1,215.00	275,440,500.00
	BANK RAKYAT INDONESIA	2,887,115	4,500.00	12,992,017,500.00
	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	1,413,344	1,290.00	1,823,213,760.00
	ASHMORE ASSET MANAGEMENT IND	1,906,800	765.00	1,458,702,000.00
	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	2,726,400	990.00	2,699,136,000.00
	SARATOGA INVESTAMA SEDAYA TB	351,600	1,480.00	520,368,000.00
	INDOSAT TBK PT	375,000	10,175.00	3,815,625,000.00
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	1,863,200	725.00	1,350,820,000.00
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT	3,170,500	3,050.00	9,670,025,000.00
	XL AXIATA TBK PT	276,930	2,250.00	623,092,500.00
	BARITO RENEWABLES ENERGY TBK	884,000	6,700.00	5,922,800,000.00
	CIKARANG LISTRINDO TBK PT	2,632,100	665.00	1,750,346,500.00
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	1,974,200	1,605.00	3,168,591,000.00
	ALAM SUTERA REALTY TBK PT	798,000	137.00	109,326,000.00
	BEKASI FAJAR INDUSTRIAL ESTATE	11,853,700	104.00	1,232,784,800.00
	ТВК РТ			
	BUMI SERPONG DAMAI PT	561,100	945.00	530,239,500.00
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	1,463,470	1,140.00	1,668,355,800.00
	PAKUWON JATI TBK PT	1,750,500	406.00	710,703,000.00
	PURADELTA LESTARI TBK PT	7,409,700	165.00	1,222,600,500.00
	SUMMARECON AGUNG TBK PT	330,383	520.00	171,799,160.00
小言		244,613,194		177,626,837,649.00
				(1,705,217,641)
	組入時価比率:95.38%			100.00%
合	計	244,613,194		1,705,217,641
				(1,705,217,641)

- (注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- (注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- (2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】2024年6月28日

資産総額	1,807,499,135円
負債総額	3,629,969円
純資産総額( - )	1,803,869,166円
発行済口数	1,268,132,789□
1口当たり純資産額( / )	1.4225円
(1万口当たり純資産額)	(14,225円)

# (参考)

# 「インドネシア株式マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	1,805,740,308円
負債総額	円
純資産総額( - )	1,805,740,308円
発行済口数	478,626,107□
1口当たり純資産額( / )	3.7728円
(1万口当たり純資産額)	(37,728円)

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から 記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請がある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少 および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしま す。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設し た他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替 先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を 均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の 実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法 令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

## 1【委託会社等の概況】

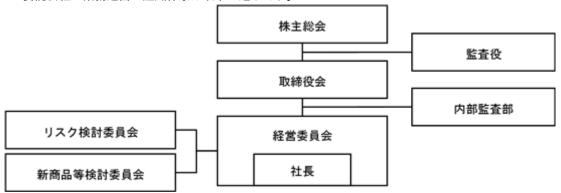
(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額:金4億9,000万円 発行する株式の総数:8,000株 発行済株式の総数:6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)委託会社の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

## 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

## 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行う とともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っていま す。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

## 委託会社の運用するファンド

2024年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額 (円)
追加型株式投資信託	149	6,327,774,839,174
単位型株式投資信託	3	143,438,531,953
合計	152	6,471,213,371,127

# 3【委託会社等の経理状況】

## 1.財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

期別		第2 (2022年12月		第29期 (2023年12月31日現在)		
		資産(	<b>の</b> 部			
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
流動資産						
現金・預金			4,328,077		4,946,710	
短期貸付金			19,619,343		19,628,142	
支払委託金			12		12	
収益分配金		12		12		
前払費用			405,004		592,834	
未収委託者報酬			3,695,796		4,875,665	
未収運用受託報酬			2,213,112		1,920,972	
未収収益			109,058		201,421	
その他流動資産			1,434		50,437	
流動資産計			30,371,839		32,216,196	
固定資産						
無形固定資産			283,171		8,548,644	
ソフトウェア		283,171		228,681		
のれん		-		2,207,711		
顧客関連資産		-		6,112,251		
投資その他の資産			1,968,039		694,340	
投資有価証券		-		103,110		
長期差入保証金		37,763		34,153		
繰延税金資産		1,492,540		-		
その他の投資等		437,734		557,076		
固定資産計			2,251,210		9,242,984	
資産合計			32,623,050		41,459,181	

期別	第2 (2022年12月	8期 31日現在)	第29期 (2023年12月31日現在)		
			の部		
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
) + X 4 /=		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			109,298		122,284
未払金			2,893,551		3,967,292
未払収益分配金		92		104	
未払手数料		1,645,125		2,366,121	
その他未払金		1,248,333		1,601,066	
未払費用	* 1		3,014,873		3,146,802
│ 一年内返済予定の関係会社 │ 長期借入金 │			5,000,000		-
未払法人税等			569,429		1,670,820
未払消費税等			192,612		249,285
その他流動負債			204,543		192,529
流動負債計			11,984,309		9,349,014
固定負債					
関係会社長期借入金			-		6,000,000
退職給付引当金			569,904		663,465
長期未払費用	* 1		1,154,342		836,744
繰延税金負債			-		297,752
固定負債計			1,724,247		7,797,962
負債合計			13,708,556		17,146,976
		純資産	の部		
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			18,034,494		23,430,046
その他利益剰余金		18,034,494		23,430,046	
繰越利益剰余金		18,034,494		23,430,046	
株主資本合計			18,914,494		24,310,046
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		-		2,157	
評価・換算差額等合計					2,157
純資産合計			18,914,494		24,312,204
負債・純資産合計			32,623,050		41,459,181

# (2)【損益計算書】

期別		第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)						
	科目 注記 番号			内訳	金額	内訳	金額			
		営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計 営業費用	* 2 * 2	千円	千円 34,894,167 10,103,002 4,788,944 49,786,114	千円	千円 35,160,881 10,926,362 5,615,660 51,702,904			
		工文 支払 支払 支払 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	* 2	14,690,960	16,464,977 - 62,840 14,690,960 365,661 299,250	12,691,735	16,708,347 189,260 89,453 12,691,735 363,368 274,973			
	営業損益の	通信費 印刷費 協会費 営業費用計 一般管理費		27,906 214,623 56,720	31,883,691 6,462,941	25,372 208,720 40,880	30,317,140			
	部	部 役員報酬 給料・手当 賞与 株式従業員報酬 その他の報酬	* 1	212,048 3,440,410 1,235,240 218,692 1,356,549		170,682 3,654,509 1,536,034 312,484 1,561,785	7,235,496			
経常損益の部		交際費 寄付金 旅費交通費 租税公課 退職給付費用 固定資産減価償却費 のれん(資却額 まなまご表			46,002 38,520 128,734 148,134 246,591 33,398		104,600 57,491 229,808 184,668 377,860 275,701 83,309			
		事務委託費 諸経費 一般管理費計			3,373,227 1,024,519 11,502,070		3,353,938 1,168,171 13,071,047			
		営業利益			6,400,352		8,314,717			
		営業外収益 収益分配金 受取利息 投資有価証券売却益 雑益			280 159,673 - -		73,920 - 10,790			
	営業:	株式従業員報酬	* 1 * 2		91,458		-			
	外 損	営業外収益計			251,411		84,710			
	益の	営業外費用 支払利息	* 2 * 1		67,253		49,213			
	部	株式従業員報酬	* 2		-		174,444			
					為替差損 投資有価証券売却損 雑損			83,425 5,383		4,710 - 39
		営業外費用計			156,062		228,408			
益特	特	経常利益 別損失			6,495,701		8,171,018			
の別部損	の別  抱合せ株式消滅差損   *3					387,764 387,764				
	Ŧ.	<b>说引前当期純利益</b>			6,495,701		7,783,253			
法		说、住民税及び事業税 注し税等調整額			1,722,571		2,441,436			
		法人税等調整額 当期純利益			382,974 4,390,156		53,734 5,395,552			

# (3)【株主資本等変動計算書】

# 第28期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等	
		資本剰余金		利益乗					
	資本金	資本準備金	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	┃ ┃株主資本合 ┃計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等	純資産合計
			金合計	繰越利益剰 余金	合計	†		合計	
2022年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310
事業年度中の変動額									
当期純利益				4,390,156	4,390,156	4,390,156			4,390,156
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							972	972	972
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	4,390,156	4,390,156	4,390,156	972	972	4,389,184
2022年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	-	-	18,914,494

# 第29期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位:千円)

No-10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1										
				株主資本			評価・換			
		資本乗	 制余金	利益親	制余金					
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	   株主資本合   計	その他有 価証券評	評価・換 算差額等 合計	純資産合計	
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		価差額金			
2023年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	-	-	18,914,494	
事業年度中の変動額										
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							2,157	2,157	2,157	
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710	
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204	

# 重要な会計方針

重要な会計万針							
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券						
	   市場価格のない株式等以外のもの						
	時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法による原						
	価法)ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法に						
	よっております。						
	市場価格のない株式等						
	移動平均法による原価法によっております。						
2.固定資産の減価償却の方法	無形固定資産						
	無形固定資産は、定額法により償却しております。						
	なお、主な償却年数は次のとおりであります。						
	ソフトウェア(自社利用) 3年(社内における利用可能期間)						
	のれん 13年 9 ヶ月						
	顧客関連資産 13年9ヶ月						
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金						
	貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案						
	し、回収不能見込額を計上しております。						
	   (2) 退職給付引当金						
	当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年						
	金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しており						
	ます。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これ						
	の将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会						
	計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差						
	異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以						
	内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それ						
	ぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用						
	は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内						
	の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理						
	しております。						
	(3)金融商品取引責任準備金						
	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46						
	条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。						
4. 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその						
	他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合						
	があります。						
	   (1)委託者報酬						
	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に						
	対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によっ						
	て月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬						
	は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。						

#### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。

#### (3) その他営業収益

関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

#### (4) 成功報酬

成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

# 5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

## (1) 株式従業員報酬の会計処理方法

役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費(一般管理費)として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。

## (2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

# 会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指
適用	針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」とい
	う。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第
	27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指
	針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしてお
	ります。
	これによる財務諸表に与える影響はありません。

# 注記事項

# (貸借対照表関係)

	<u> </u>					
	第28期 (2022年12月31日現在)			第29 (2023年12月		
関係	7 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ ております。			* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含 ております。		
固況	助負債 未払費用 定負債 長期未払費用	1,683,024千円		流動負債 未払費用 固定負債 長期未払費用	1,327,764千円 657,414千円	

# (損益計算書関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)				第29期 (自 2023年 1 月 至 2023年12月			
* 1	株式従業員報酬		* 1	株式従業員報酬			
	役員及び従業員に付与されてお	りますザ・ゴール		同左			
	ドマン・サックス・グループ・	インク株式に係る					
	報酬に関するものであり、当該	核株式の株価及び付					
	与された株数に基づき算出し配	別賦されておりま					
	す。						
* 2	関係会社項目		* 2	関係会社項目			
関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ				関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ			
	ております。			ております。			
	営業収益			営業収益			
	運用受託報酬	5,516,066千円		運用受託報酬	6,387,241千円		
	その他営業収益	4,515,594千円		その他営業収益	5,193,357千円		
	営業費用			営業費用			
	委託調査費	14,690,960千円		委託調査費	12,651,728千円		
	営業外収益			営業外費用			
	株式従業員報酬	91,458千円		支払利息	49,213千円		
	営業外費用			株式従業員報酬	174,444千円		
	支払利息	67,253千円					
			* 3	抱合せ株式消滅差損			
			NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸				
				収合併したことによるもの	であります。		

# (株主資本等変動計算書関係)

第28期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

## 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400	

# 配当に関する事項 該当事項はありません。

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

## 1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	1	-	6,400

# 2.配当に関する事項 該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項は	同左
ありません。	

(金融商品関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

## 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

#### (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

## 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

## 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

## 2.金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	5,000,000	5,000,000	-
負債計	5,000,000	5,000,000	-

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

## (注2)長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

						( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	5,000,000	-	1	-	-	-

## 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債該当事項はありません。
- (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価					
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	-	5,000,000	-	5,000,000		
負債計	-	5,000,000	-	5,000,000		

## (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

## (金融商品関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

## 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

#### (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

# 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

## 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

## 2.金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他投資有価証券	103,110	103,110	-
資産計	103,110	103,110	-
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金について は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

## (注2)長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
関係会社長期借入金	-	4,000,000	2,000,000	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価					
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他投資有価証券	-	103,110	-	103,110		
資産計	-	103,110	-	103,110		

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

## (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

				(+12 + 113 /		
	時価					
	レベル1 レベル2 レベル3 合					
関係会社長期借入金						
関係会社長期借入金	-	6,000,000	-	6,000,000		
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000		

## (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

## 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

# (有価証券関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)				第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)				
1 . その他有価証券	・で時価のあるもの	)		1.その他有価	証券で時	価のあるも	. <b>0</b>	
該当事項はあり	該当事項はありません。			区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
			貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110	
2 . 当事業年度中に	2. 当事業年度中に売却したその他有価証券			2 . 当事業年度			!有価証券	
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)		該当事項は	ありませ	<i>h</i> .		
97,616	85	5,468						

# (デリバティブ取引関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該	同左
当事項はありません。	

# (退職給付関係)

(	
第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
	·
1.採用している退職給付制度の概要	1.採用している退職給付制度の概要
当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッ	
バランス型年金制度(CB)を採用しており	ります。 バランス型年金制度(CB)を採用しております。
2 . キャッシュ・バランス型年金制度	2 . キャッシュ・バランス型年金制度
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整	整表 (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
退職給付債務の期首残高 539,0	48千円 退職給付債務の期首残高 672,094千円
勤務費用 135,0	12 勤務費用 147,590
利息費用 2,3	7,275 利息費用 7,275
数理計算上の差異の発生額 36,74	48 数理計算上の差異の発生額 28,545
退職給付の支払額 41,0	86 退職給付の支払額 86,960
退職給付債務の期末残高 672,09	
(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計 た退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 672,0	た退職給付引当金の調整表
未認識数理計算上の差異 39,5	
未認識過去勤務費用 62,6	
貸借対照表に計上された負債の額 569,9 	104 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 
(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額	(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
勤務費用 135,0	147,590
利息費用 2,3	7,275
数理計算上の差異の費用処理額 4,7	78 数理計算上の差異の費用処理額 10,002
過去勤務費用の費用処理額 15,6	53 過去勤務費用の費用処理額 15,653
確定給付制度に係る退職給付費用 157,8	<del></del>
(4)数理計算上の計算基礎に関する事項	(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 1.0	09 % 割引率 1.21 %
3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、68,630 あります。	3.確定拠出制度 0千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円であります。

# (税効果会計関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 内訳	の主な原因別	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発 内訳	生の主な原	因別
繰延税金資産合計 操延税金負債 その他有価証券評価差額金 小計 繰延税金負債合計	412,918千円 174,504 302,289 224,786 378,040 1,492,540 - - - - - 1,492,540	繰延税金資産 未払費用 退職給付引当金 長期未払費用 無形固定資産 その他 小計 繰延税金資産合計 繰延税金負債 無形固定資産 その他有価証券評価差額金 小計 繰延税金負債合計 繰延税金負債純額	459,734 203,153 205,231 225,434 481,218 1,574,771 1,574,771 1,871,571 952 1,872,523 1,872,523 297,752	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法率との間に重要な差異があるときの、 因となった主要な項目別の内訳		2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の 率との間に重要な差異があるときの 因となった主要な項目別の内訳		
法定実効税率 (調整)	30.62 %	法定実効税率 (調整)	30.62	%
賞与等永久に損金に算入されない 項目	1.76 %	賞与等永久に損金に算入されない 項目	1.22	%
その他	0.03 %	のれん償却額	0.33	%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	32.41 %	その他	1.50	%
=		税効果会計適用後の法人税等の負 担率 ニニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニ	30.68	%
3.法人税等の税率の変更による繰延税金 税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	資産及び繰延	3 . 法人税等の税率の変更による繰延税 税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	記金資産及び約	繰延

(企業結合等関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

## 共通支配下の取引等

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

## 1.企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称: NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の内容: 投資運用業、投資助言・代理業等

#### (2)企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

#### (3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

## (4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日:株式取得

2023年7月1日: 当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

## (5) 取得した議決権比率

100%

#### (6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 7,766,200千円

取得原価 7,766,200千円

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

#### 3.財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年12月31日

## 4.発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

# (1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

## (2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額によります。

# (3) 償却方法及び償却期間

13年9ヶ月にわたる均等償却

5.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
 負債合計	3,117,168千円

6.のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年 9 ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

## (収益認識関係)

第28期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (セグメント情報等)

第28期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

[ セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## [関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	34,894,167	10,103,002	4,788,944	49,786,114

## 2.地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
44,148,078	5,638,035	49,786,114

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありませh。

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

### [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

### [関連情報]

## 1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904

### 2.地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計		
45,201,997	6,500,906	51,702,904		

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

# 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収益	4,515,594		
親会社	ス・アセッ ト・マネジ メント・エ	合衆国   ニュー   ヨーク州	129 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	運用受託報酬	5,516,066	未払費用	694,963
	ル・ピー						委託調査費	14,690,960		
									未払費用	988,061
							営業外収益	91,458		
	ザ・ゴール ドマン・	   アメリカ   合衆国	10,712		被所有	資金援助 (注2) 費用の振			一年内返 済予定の 関係会社	5,000,000
親会社	サックス・ グループ・ インク	ニュー ヨーク州	百万ドル	持株会社	間接 100%	替 (注3)			長期借入金	0,000,000
						株式報酬	営業外費用	67,253		
									長期未払 費用	1,038,102

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2年であり、担保は差し入れておりません。
- (注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

### 役員及び個人主要株主等

### 第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

### 兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマ					資金の調			短期貸付金	19,619,343
税 会社 の 子会社	ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		真並の嗣   達   (注1)	営業外収益	159,666	未収収益	108,479
									未払費用	159,641
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国ロンドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注2) 資産の保 有等			未払費用	590,016

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

## (関連当事者情報)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収益	5,193,357		
親会社	ス・アセット・マネジメント・エ	合衆国	151 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	運用受託報酬	6,387,241	未払費用	416,318
	ル・ピー						委託調査費	12,651,728		
						資金援助			未払費用	911,446
親会社	ザ・ゴールドマンス・グルーク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	(注2) 費用の振 替 (注1)	営業外費用	223,658	長期未払費用	657,414
	インク					株式報酬			関係会社 長期借入 金	6,000,000

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

### 兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		資金の調 達 (注1)	営業外収益	73,909	短期貸付金	19,628,142
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注1) 資産の保 有等			未払費用	784,471
親会社の子会社	ゴンストメンシホング. ルサアマトーナルズ トンショーゲス B.V.	オランダ ハーグ	36 チューロ	持株会社		株式取得	株式取得	7,766,200		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

# (1株当たり情報)

第28期 (自 2022年1月 <sup>-</sup> 至 2022年12月3	1日 1日)	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		
1株当たり純資産額	2,955,389円71銭	1 株当たり純資産額	3,798,781円96銭	
1 株当たり当期純利益金額	685,961円89銭	   1株当たり当期純利益金額	843,055円10銭	
損益計算書上の当期純利益	4,390,156千円	   損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円	
1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	4,390,156千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	5,395,552千円	
差額	-	差額	-	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たり いては、新株予約権付社債等潜在機 ておりません。		同左		

# (重要な後発事象)

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止 されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

### 5【その他】

- (1)委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2)本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1)受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
	(2024年6月末現在)	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営む
		とともに、金融機関の信託業
		務の兼営等に関する法律に基
		づき信託業務を営んでいま
		<b>す</b> 。

## (2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
	(2024年6月末現在)	
株式会社SBI証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一
香川証券株式会社	555百万円	種金融商品取引業を営んでい
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	ます。
水戸証券株式会社	12,272百万円	
山和証券株式会社	585百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会	1,000百万円	
社	1,000日7月1	
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
auカプコム証券株式会社	7,196百万円	
フィデリティ証券株式会社	12,657百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
Jトラストグローバル証券株式会社	3,000百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
岡三にいがた証券株式会社	852百万円	
ソニー銀行株式会社	38,500百万円	銀行法に基づき銀行業を営む
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	とともに、金融商品取引法に
		基づく登録を受けて証券投資
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	信託の取扱いを行っていま
		す。

## (3)投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
	(2024年6月末現在)	
ライオン・グローバル・インベスター	62,500,000シンガポールドル	シンガポールにおいて有価証
ズ・リミテッド		券にかかる投資顧問業を行っ
		ています。

# 2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2)販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部 解約金の取扱い等の業務を行います。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の権限の委託を受けてインドネシア株式マザーファンドの運用を行います。

## 3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

# 第3【参考情報】

本ファンドについては、当計算期間において、金融商品取引法第25条第1項に掲げる次の書類を提出しております。

2024年2月14日	有価証券報告書
------------	---------

篤

### 独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 和 田 渉

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 西 郷

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの 第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の 注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の監査報告書

令和6年8月7日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和 田 涉

指定有限責任社員 公認会計士 西 郷 篤 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインドネシア株式ファンドの令和5年12月8日から令和6年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インドネシア株式ファンドの令和6年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実 施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。